

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－１ 意義（略）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点（略）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、 発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の 自己資本として適格であるかについて、<u>「銀行法第14条の2の規定に基 づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号）」</u> （以下「告示」という。）並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的 項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼ ル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認す る。</p> <p>① Tier II 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行につい て） 施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借 （以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債 （以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、 これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて 確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－１ 意義（略）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点（略）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、 発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の 自己資本として適格であるかについて、<u>「銀行法第十四条の二の規定に 基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適 当であるかどうかを判断するための基準」</u>（以下「告示」という。）並 びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行 が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を 十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>① Tier II 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行につい て） 施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借 （以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債 （以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、 これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて 確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示第5条第1項第4号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>配当可能利益</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</p> <p>ハ. 告示第4条第3項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</p> <p>二. ・ホ. (略)</p> <p>ヘ. ステップ・アップ金利等を上乗せする特約等を付す資本調達手段について、告示第5条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>② Tier I 適格性 (海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について)</p> <p>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 告示第4条第3項に定める基本的項目として該当するもの (海外</p>	<p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示第6条第1項第4号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>分配可能額</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</p> <p>ハ. 告示第5条第3項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</p> <p>二. ・ホ. (略)</p> <p>ヘ. ステップ・アップ金利等を上乗せする特約等を付す資本調達手段について、告示第6条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>② Tier I 適格性 (海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について)</p> <p>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 告示第5条第3項に定める基本的項目として該当するもの (海外</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>特別目的会社が発行する優先出資証券)については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. 上記にかかわらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行の<u>その他証券の配当金額合計が、銀行の配当可能利益</u>を超えてはならない旨の契約内容となっているか。</p> <p>なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。</p> <p>d. (略)</p> <p>ロ. 告示第4条第2項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第4条第2項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</p> <p>a. ～ d. (略)</p> <p>(3) 期限前償還等の届出受理に際しての確認</p> <p>① (略)</p> <p>② 告示第4条第4項第2号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は告示第5条第2項第2号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</p>	<p>特別目的会社が発行する優先出資証券)については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. 上記にかかわらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行の<u>その他証券の配当金額合計が、銀行の分配可能額</u>を超えてはならない旨の契約内容となっているか。</p> <p>なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。</p> <p>d. (略)</p> <p>ロ. 告示第5条第2項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第5条第2項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</p> <p>a. ～ d. (略)</p> <p>(3) 期限前償還等の届出受理に際しての確認</p> <p>① (略)</p> <p>② 告示第5条第4項第2号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は告示第6条第2項第2号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注) (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>Ⅲ-2-1-2 自己資本比率の正確性</p> <p>Ⅲ-2-1-2-1 (略)</p> <p>Ⅲ-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「意図的な保有」について</p> <p>① 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第7条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合(以下「意図的な保有」という。)」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p>	<p>(注) (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>Ⅲ-2-1-2 自己資本比率の正確性</p> <p>Ⅲ-2-1-2-1 (略)</p> <p>Ⅲ-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「意図的な保有」について</p> <p>① 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第8条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合(以下「意図的な保有」という。)」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>イ. ・ロ. (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>① 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. <u>告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イ</u>に規定する投資及び事業に関する契約（以下「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（<u>告示第7条の2第1項第1号</u>に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ-2-1-2において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。</p> <p>ロ. <u>告示第7条の2第1項第2号ロ又は第25条の2第1項第2号ロ</u>に規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <p>a. ～ g. (略)</p> <p>ハ. <u>告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号ニ又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号ニ</u>に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等</p>	<p>イ. ・ロ. (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>① 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. <u>告示第9条第1項第2号イ又は第32条第1項第2号イ</u>に規定する投資及び事業に関する契約（以下「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（<u>告示第9条第1項第1号</u>に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ-2-1-2において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。</p> <p>ロ. <u>告示第9条第1項第2号ロ又は第32条第1項第2号ロ</u>に規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <p>a. ～ g. (略)</p> <p>ハ. <u>告示第9条第1項第1号若しくは第2号ニ又は第32条第1項第1号若しくは第2号ニ</u>に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下Ⅲ-</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(以下Ⅲ-2-1-2において、「過大負担契約等」という。)は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>二. (略)</p> <p>ホ. 告示第7条の2第2項及び第25条の2第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。</p> <p>② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を控除項目の額（告示第7条第1項、第8条第1号、第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下②において同じ。）に含めず、告示第7条の2第1項本文後段又は第25条の2第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額（国際統一基準に係る場合に限る。）の合計額をいう。以下②において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによ</p>	<p>2-1-2において、「過大負担契約等」という。)は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>二. (略)</p> <p>ホ. 告示第9条第2項及び第32条第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。</p> <p>② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を控除項目の額（告示第8条第1項、第10条第2項第1号、第31条第1項及び第33条第2項第1号に規定する控除項目の額をいう。以下②において同じ。）に含めず、告示第9条第1項本文後段又は第32条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。以下②において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>る。 (注2) (略)</p> <p>ロ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めなくて算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のa. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>b. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第8条から第10条まで又は第26条及び第27条を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>ハ. (略)</p> <p>ニ. 上記ロ. b. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示別表第1のリスク・ウェイト及び別表第2の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているものを用いても差し支えない。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（19年3月期より適用）</p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第8条第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理さ</p>	<p>る。 (注2) (略)</p> <p>ロ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めなくて算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のa. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>b. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第10条から第12条まで又は第33条から第35条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>ハ. (略)</p> <p>ニ. 上記ロ. b. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示第10条又は第33条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（19年3月期より適用）</p> <p>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示第10条第2項第2号に規定する特定取引等であり、施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引がその主たる内容となる。特定取引は、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>れる必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注)「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」(平成17年バーゼル銀行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ271)。</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守(特に重要な事項)</p> <p>Ⅲ-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応 (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応 (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-3 組織犯罪等への対応 (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ-3-1-4-1 意義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) また、告示第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする(注2)。</p> <p>(注2) (略)</p>	<p>管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注)「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」(平成17年バーゼル銀行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ271)。</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守(特に重要な事項)</p> <p>Ⅲ-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応 (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応 (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-3 組織犯罪等への対応 (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ-3-1-4-1 意義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) また、告示第5条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする(注2)。</p> <p>(注2) (略)</p>